

社会福祉法人 周山会

役員報酬規程

1. 役員とは、評議員、理事、監事、会計監査人とする。
2. 役員報酬は、会議出席ごとに 25,000 円を銀行振り込みにて支給する。
3. 役員報酬には、交通費を含む。富山県外からの交通費は実費精算する。
4. 役員報酬として本部会計に計上する。
5. 所得税は、給与として算出する（乙欄）。
6. 源泉徴収票は、乙欄で発行し、支払の種類は「役員報酬」とする。

この規程は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。